

付属資料2 昭和45年国富調査実施大綱

1 調査の目的

昭和45年国富調査は、昭和45年12月31日現在の国富の現在額を調査・推計して、その水準および構造を明らかにし、新しい国民経済計算体系の整備に役だてるとともに、経済見通し、経済計画および地域開発計画等の策定のための基礎資料を提供することを目的とする。

2 調査の期日

昭和45年国富調査は、原則として、昭和45年12月31日現在で実施する。

3 調査の範囲

(1) 調査対象資産の範囲

調査対象資産は、再生産可能な有形固定資産とたな卸資産に限定して調査する。

このような資産には、「建物」、「構築物」、「機械および装置」、「船舶」、「車両および運搬具」、「器具および備品」、「土地造成・改良」、「大動植物」、「建設仮勘定」等の資産と、製品、仕掛り品、原材料等のたな卸資産が含まれる。したがって、土地および天然資源、書画および骨とう品等は除外される。

また、資産は、国内資産に對外資産・負債残高の差額を加えた国民資産としては埋される。

なお、自衛隊設備等のうち、防衛目的に使用されている資産は除外する。

(2) 調査客体および調査地域の範囲

この調査では、前項の調査対象資産について、原則として、従来の国富調査と同様、所有主体別には握する方法、すなわち、所有者主義によって調査することとし、国、地方公共団体、国営企業（政府関係機関を含む。）、地方公営企業、国内に所在する法人企業、個人

企業、民間非営利団体および国内に居住する個人（世帯）を調査客体とする。調査の地域範囲は、国内、すなわち、調査期日現在で、日本国の行政権が行使されているすべての範囲である。

なお、これらの国、法人、個人などの調査客体が所有する資産は、それが国内にあると国外にあるとを問わず、すべて調査対象とする。

4 調査の方法

(1) 調査の方法は、国、地方公共団体、法人、個人などの所有主体別に最も適する方法をとることとし、別表の「昭和45年国富調査実施計画一覧表」に示すとおり、統計調査、照会調査あるいは既存資料の取集によって推計する。

1 統計調査については、指定統計として、都道府県に調査の実施を委託し、調査員を通じて、調査客体による自計申告の方法によって推計する。

2 照会調査については、関係各省庁および機関と協議のうえ、所定の調査票により照会または資料の提出を求める。

(2) 資産の所有主体別の調査方法

ア 国

国の所有する資産は、国有財産法、物品管理法所定の財産および公共物施設に区分して次のように調査する。

(7) 国有財産

国会、各省庁など資産を管理する国のすべての機関に対して、昭和45年度末現在の帳簿価額の改訂結果にもとづき、国富調査の資産項目分類に組み替えた評価額を照会調査する。

(4) 物品管理法所定の財産

物品管理法所定の財産については、財

産を管理する国の各機関を通じて調査する。

(ウ) 公共物施設

道路、橋りょう、港湾および河川などの公共物施設は、関係各省庁から必要な資料を取集して推計する。

なお、都道府県および市町村などの地方公共団体の管理する公共物もこれに含めて推計する。

イ 国営企業（政府関係機関を含む。）

国営企業資産の調査は、すべての国営企業および政府関係機関について、統計調査として調査する。

ウ 地方公共団体

都道府県、市町村およびこれらの公共組合など地方公共団体の所有する資産は、標本抽出の方法で選定した約300団体について、統計調査として調査する。

エ 地方公営企業

都道府県、市町村などの経営する地方公営企業の所有する資産の調査は、標本抽出の方法で選定した約300企業について、統計調査として調査する。

オ 法人企業

企業の所有する資産は、標本抽出の方法で選定した約20,000企業について統計調査として調査する。

カ 個人企業

個人が所有する資産は、標本抽出の方法で抽出した約18,000企業について、統計調査として調査する。個人企業のうち農林漁家については、「農家経済調査」等の追加集計の方法による。

キ 民間非営利団体

社団法人、財団法人、社会福祉法人などの上記法人企業にはいらぬ団体、組合などは、標本抽出の方法で抽出した約2,000

客体について、統計調査として調査する。

ク 家計

家計資産のうち、一般家財（耐久消費財）については、標本抽出の方法で抽出した約10,000世帯について統計調査として調査する。ただし、住宅資産については、関連資料にもとづいて推計する。

5 資産の評価方法

資産の評価は、原則として、取得価額に取得時期に応ずる物価倍率と経過年数に応ずる残価率（定率法）を乗じて評価する。ただし、鉱業用資産については、生産高比例法による残価率を用いる。

評価は、次式によって粗資産額と純資産額の両者について行なう。

$$\text{粗資産額} = \text{取得価額} \times \text{物価倍率}$$

$$\text{純資産額} = \text{粗資産額} \times \text{残価率}$$

(1) 物価倍率

物価倍率は、原則として、対象資産自体の市場価格そのものを昭和45年を1.000として倍率化したもの（市場価格倍率）を用いる。ただし、それによれない場合は、原価倍率を用いる。

(2) 残価率

残価率は、定率法によって、耐用年数および経過年数に応じて算定する。残価の限度は、取得時から経過年数が耐用年数に達したときを残価率10%とし、さらに、耐用年数をこえる場合も、同一の率をもって減価する。

なお、各資産項目別の耐用年数は、現行の税法上の耐用年数を準用する。

6 集計の方法

集計は、原則として、各資産ごとに取得時期および取得価額をパンチカードに入れ、電子計算機で集計する。

昭和45年国富調査実施計画一覧表

| 実施年度 | 調査の区分 | 調査の方法 | 調査の時期 | 調査の客体 | 調査の範囲 | 推計の方法 | 調査の系統 |
|--------|--------------------------|-------------|----------|--------------------|---|---|--|
| 昭和45年度 | 国および地方公共団体資産調査 | 照会調査および統計調査 | 46年1月～3月 | 国…全客体 地方…約300客体 | ① 国有財産法所定の財産 ② 物品管理法所定の財産 ③ たな卸資産 | ① 国有財産台帳価額を国富価額に調整 ② 取得時期別に横上げ ③ 既存資料の推計 | 国…各省庁の管 会計事務局 地方…地方公共団体の管 会計事務局 |
| | ※ 家計資産調査 | 統計調査 | 46年3月 | 約10,000世帯 | ① 住宅 ② 耐久消費財 | ① 既存資料による推計 ② 取得時期別に横上げ | 国→都道府県→調査員→世帯 |
| 昭和46年度 | 個人企業資産調査 | 統計調査 | 46年5月 | 約18,000企業 | ① 有形固定資産 ② たな卸資産 | 取得時期別に横上げ | 国→都道府県→調査員→企業 |
| | 法人企業資産調査 | 統計調査 | 46年7月～8月 | 約20,000企業 | ① 有形固定資産 ② たな卸資産 | 取得時期別に横上げ | 国→都道府県→調査員→企業 |
| | 民間非営利団体資産調査 | 統計調査 | 46年9月 | 約2,000団体 | ① 有形固定資産 ② たな卸資産 | 取得時期別に横上げ | 国→都道府県→調査員→非営利団体 |
| | 国営企業資産調査 (政府関係機関を含む。) | 照会調査 | 46年10月 | 全客体 | ① 国有財産法所定の財産 ② その他の有形固定資産 ③ たな卸資産 | ① 国有財産法所定の財産は台帳価額を国富評価額に調整 ② その他の資産は、取得時期別に横上げ | 国→国営企業 |
| | 地方公営企業資産調査 | 統計調査 | 46年10月 | 約300企業 | ① 有形固定資産 ② たな卸資産 | 取得時期別に横上げ | 国→都道府県→公営企業 |

(注) ※印は、総理府統計局で実施する。その他の調査は経済企画庁において実施する。

付属資料3 昭和45年国富調査のための地方公共団体資産調査規則

○総理府令第29号

統計法第3条第2項の規定に基づき、昭和45年国富調査のための地方公共団体資産調査規則を次のように定める。

昭和45年8月14日

内閣総理大臣 佐藤栄作

昭和45年国富調査のための地方公共団体資産調査規則

(目的)

第1条 統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計である昭和45年国富調査のための地方公共団体資産調査(指定統計第89号。以下「地方公共団体資産調査」という。)の施行に関しては、この府令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 地方公共団体資産調査は、地方公共団体の所有する資産の状況を調査し、国富推計の基礎資料を作成することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 地方公共団体 地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の2に規定する地方公共団体をいう。
- 2 資産 有形固定資産及びたな卸資産をいう。
- 3 有形固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、器具及び備品並びにその他の有形財産で経済企画庁長官の定めるものをいう。

4 たな卸資産 商品、原材料、製品、半製品、仕掛り品及び貯蔵品をいう。
(調査の期日)

第4条 地方公共団体資産調査は、昭和45年12月31日現在によつて行なう。

(調査の客体)

第5条 地方公共団体資産調査は、都道府県、経済企画庁長官が指定する市町村(東京都の区のある地域については区。以下「調査対象市町村」という。)並びに調査対象市町村の区域内に主たる事務所を有する地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団(以下「その他の調査対象団体」という。)について行なう。

(調査の事項)

第6条 地方公共団体資産調査は、次の各号に掲げる事項について行なう。

1 地方公共団体に関する事項

- (1) 名称及び所在地
- (2) 業務の内容

2 固定財産に関する事項

- (1) 品目名
- (2) 構造又は用途
- (3) 取得時期
- (4) 取得価額

3 器具・備品に関する事項

- (1) 品目名
- (2) 取得時期
- (3) 数量又は取得価額

4 たな卸資産に関する事項

- (1) 品目名
- (2) 数量
- (3) 帳簿価額

2 前項の調査事項の細目については、経済企画庁

長官が定める調査票による。

(申告の義務及び方法)

第7条 経済企画庁長官は、都道府県知事に調査票を配布するものとし、都道府県知事は、経済企画庁長官の定めるところにより、調査対象市町村の長及びその他の調査対象団体の代表者に調査票を配布するものとする。

2 前項の調査票を配布された都道府県知事、調査対象市町村の長及びその他の調査対象団体の代表者は、前条に規定する事項について申告しなければならない。

3 前項の規定による申告は、配布された調査票に所定の事項を記入したうえ、都道府県知事にあつては経済企画庁長官に、調査対象市町村の長及びその他の調査対象団体の代表者にあつては都道府県知事に、当該調査票を提出することにより行なう。

(調査票の審査、整理及び提出)

第8条 都道府県知事は、前条第3項の規定により調査対象市町村の長及びその他の調査対象団体の代表者から提出された調査票並びに当該都道府県の調査票の内容を審査・整理して、経済企画庁長官の定める期日までに提出しなければならない。

(集計及び公表)

第9条 経済企画庁長官は、調査票を審査し、評価額を算定して集計し、すみやかにその結果を公表するものとする。

(調査の執行)

第10条 都道府県知事は、経済企画庁長官の指揮監督を受けて、その管轄区域内の地方公共団体資産調査の執行をつかさどる。

(統計従事者)

第11条 地方公共団体資産調査には、統計法第10条第3項ただし書の規定により、同条第1項及び第2項に定める者以外の者も従事させること

ができる。

(調査票の使用)

第12条 調査票は、統計法第15条第1項の規定により、統計上の目的以外に使用してはならない。

(関係書類の保存)

第13条 地方公共団体資産調査の関係書類は、次の区分によつて保存しなければならない。

| 関係書類名 | 保存期間 | 保存責任者 |
|---------------|--------|---------|
| 調査票 | 次回調査まで | 経済企画庁長官 |
| 調査票を集録した磁気テープ | 永久 | 経済企画庁長官 |
| 結果原表 | 永久 | 経済企画庁長官 |

附 則

- この府令は、公布の日から施行する。
- 昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査規則(昭和41年総理府令第31号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。ただし、旧規則第13条及び附則第2項に規定する関係書類の保存については、なお従前の例による。

○総理府令第48号

統計法(昭和22年法律第18号)第3条第2項の規定に基づき、昭和45年国富調査のための地方公共団体資産調査規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和46年9月9日

内閣総理大臣 佐藤 栄 作

昭和45年国富調査のための地方公共団体資産調査規則の一部を改正する総理府令

昭和45年国富調査のための地方公共団体資産調査規則(昭和45年総理府令第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号を次のように改める。

- 地方公営企業資産以外の資産に関する事項
 - 地方公共団体に関する事項
 - 名称及び所在地
 - 業務の内容
 - 固定財産に関する事項
 - 品目名
 - 構造又は用途
 - 取得時期
 - 取得価額
 - 器具、備品に関する事項
 - 品目名
 - 取得時期
 - 数量又は取得価額
 - たな卸資産に関する事項
 - 品目名
 - 数量
 - 帳簿価額
- 地方公営企業資産に関する事項
 - 地方公営企業体に関する事項
 - 名称
 - 主たる事務所の所在地
 - 資本金又は出資金

- 設立時期
 - 事業の概要
 - 従業者数
 - 有形固定資産の内訳
- (2) 有形固定資産(貸借資産を除く。)に関する事項
- 資産の種類
 - 資産の構造、用途その他の細目
 - 使用状況
 - 耐用年数
 - 取得時期及び取得価額
- (3) 貸借資産に関する事項
- 資産の種類
 - 資産の構造、用途その他の細目
 - 数量
 - 貸借の時期
 - 使用状況
- (4) たな卸資産に関する事項
- 資産項目名
 - 価額
 - たな卸の方法及び評価方法
- 第10条中「経済企画庁長官」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

付属資料 4

昭和45年国富調査のための国営企業(政府関係機関を含む)資産調査

この調査票は国富調査の目的以外には使用されませんからありのままを記入してください。

企業体調査票

この調査票は昭和45年12月31日現在(もしくは昭和46年3月31日現在)で記入します。

経済企画庁

調査票番号

| | | |
|--|---|---|
| (1) 企業体の名称 (正式名称を記入します) | (2) 企業体の所在地 都道府県 市区町村 番号 | 記入票名 電話番号 |
| (3) 資本金または出資金 (千円) (百万円) 前 年 月 日 後 年 月 日 百万円 | (4) 設立年月 (3の欄は年月を記入します) 1 終戦前 2 終戦後—昭和 (7) 従業員数 総数 人 常雇 人 | (5) 事業の種類 (主要事業の種類を記入します) 符号欄 (この欄は記入しないでください) |
| (6) 事業収入 (最近1年間の収入額を記入します) (百万円) 付帯事業 (百万円) | 臨時・日雇 人 | |

| (8) 有形固定資産の内訳 | 資産の種類 | 取得価額 (千円) | 減価償却累計額 (千円) | 期末残高 (千円) | 償却方法 (該当する番号を○で囲む) | | |
|---------------|-----------|-----------|--------------|-----------|--------------------|-------|-------|
| | | | | | 1 定率法 | 2 定額法 | 3 その他 |
| 1 | 建物および付属設備 | | | | 1 | " | " |
| 2 | 機 械 物 | | | | 1 | " | " |
| 3 | 機 械 装 置 | | | | 1 | " | " |
| 4 | 船 舶 | | | | 1 | " | " |
| 5 | 車両・運搬具 | | | | 1 | " | " |
| 6 | 工具・器具・備品 | | | | 1 | " | " |
| 7 | 大 動 機 物 | | | | 1 | " | " |
| 8 | 建設仮勘定 | | | | 1 | " | " |
| 9 | 土地造成・改良 | | | | 1 | " | " |
| 10 | 土 地 | | | | 1 | " | " |
| | 合 計 | | | | | | |

注、8欄の土地を除いた資産の取得価額の合計は別紙の有形固定資産調査票の取得価額の合計と一致することになります。

(9) 提出する調査票 企業体 1 枚 有形固定資産 事業所名簿 1 枚 貸借資産 枚 たな卸 1 枚 合計 枚

昭和45年国富調査のための国営企業(政府関係機関を含む)資産調査

調査票番号

たな卸資産調査票

この調査票は国富調査の目的以外には使用されませんからありのままを記入して下さい。

この調査票は昭和45年12月31日現在(または46年3月31日現在)で記入します

| 符号欄 | 資産項目名 | 価 額 (千円) | たな卸の方法 (いずれかの番号を○で囲む) | | 評 価 方 法 (いずれかの番号を○で囲む) | | | |
|-----|-------|----------|-----------------------|------|------------------------|----------|----------|--------|
| | | | 1 帳簿 | 2 実地 | 1. 先入先出法 | 2. 後入先出法 | 3. 平均原価法 | 4. その他 |
| | 商 品 | | 1 | 2 | 1. | 2. | 3. | 4. |
| | 半製品 | | 1 | 2 | 1. | 2. | 3. | 4. |
| | 原 材 料 | | 1 | 2 | 1. | 2. | 3. | 4. |
| | 貯 蔵 品 | | 1 | 2 | 1. | 2. | 3. | 4. |
| | 合 計 | | 1 | 2 | 1. | 2. | 3. | 4. |

昭和45年国富調査のための地方公共団体資産調査
地方公営企業体調査票

この調査票は国富調査の目的以外には使用されませんからありのままを記入してください。

経済企画庁

この調査票は昭和45年12月31日現在（もしくは昭和46年3月31日現在）で記入します。

秘 指定統計第89号

都道府県職員記入欄
都道府県市町村コード 企業体番号

企業体について
(1) 企業体の名称(正式名称を記入します)
(2) 企業体の所在地
都道府県 市区町村
(3) 資本金または出資金
(単位) (千円) (百万円)
(4) 設立年月 (または創設年月を記入します)
1 終戦前 年 月
2 終戦後一昭和 年 月
(5) 事業の種類(企業体または事業の種類を記入します)
(備考)
この欄の土地を除いた資産の取得価額の合計は、「有形固定資産調査票」の取得価額と見合うこととなります。

| 資産の種類 | 取得価額 (千円) | 減価償却累計額 (千円) | 期末残高 (千円) | 償却方法 (該当する番号を○で囲む) |
|-------------|-----------|--------------|-----------|--------------------|
| 1 建物および付属設備 | | | | 1 定率法 2 定額法 3 その他 |
| 2 構築物 | | | | 1 " 2 " 3 " |
| 3 機械装置 | | | | 1 " 2 " 3 " |
| 4 船舶 | | | | 1 " 2 " 3 " |
| 5 車両・運搬具 | | | | 1 " 2 " 3 " |
| 6 工具・器具・備品 | | | | 1 " 2 " 3 " |
| 7 大動植物 | | | | 1 " 2 " 3 " |
| 8 遊楽設備 | | | | 1 " 2 " 3 " |
| 9 土地造成・改良 | | | | 1 " 2 " 3 " |
| 10 土地 | | | | 1 " 2 " 3 " |
| 合計 | | | | |

提出する調査票 企業体 1 枚 有形固定資産 枚 貸借資産 枚 たな卸 1 枚 合計 枚 都道府県職員印

秘 指定統計第89号

都道府県職員記入欄
都道府県市町村コード 企業体番号

昭和45年国富調査のための地方公共団体資産調査
地方公営企業体たな卸資産調査票

この調査票は国富調査の目的以外には使用されませんからありのままを記入して下さい。

この調査票は昭和45年12月31日現在で記入します。
(もしくは昭和46年3月31日現在)

経済企画庁

| 符号欄 | 資産項目名 | 価額 | たな卸の方法 (いずれかの番号を○で囲む) | 評価方法 (いずれかの番号を○で囲む) |
|-----|-------|------|-----------------------|-----------------------------|
| | 商品 | (千円) | 1 帳簿たな卸 2 実地たな卸 | 1. 個別法 3. 移動平均法 2. 先入先出法 |
| | 半製品 | | 1 帳簿たな卸 2 実地たな卸 | 1. 個別法 3. 移動平均法 2. 先入先出法 |
| | 原材料 | | 1 帳簿たな卸 2 実地たな卸 | 1. 個別法 3. 移動平均法 2. 先入先出法 |
| | 貯蔵品 | | 1 帳簿たな卸 2 実地たな卸 | 1. 個別法 3. 移動平均法 2. 先入先出法 |
| | 合計 | | 1 帳簿たな卸 2 実地たな卸 | 1. 個別法 3. 移動平均法 2. 先入先出法 |

付属資料 5 昭和45年国富調査のための国営企業及び地方公営企業
資産調査に用いた産業分類と日本標準産業分類の比較

| 調査 | 報告書の府号 | 国富調査産業分類 | 左に対応する日本標準産業分類 | |
|--------|--------|------------|--|----------|
| 国営企業 | C | 林業 | C06 | |
| | E | 建設業 | E15 | |
| | F | 製造業 | F18・25・26 | |
| | | | 33 | |
| | H, I | 金融・保険、不動産業 | H50・56, I59 | |
| | J, K | 運輸・通信、電気業 | J60・66・67 | |
| | L | サービス業 | K70 L86・93 | |
| 地方公営企業 | 法定事業 | J | 運輸業 | J60・61 |
| | | K | 電気業 | K70 |
| | | K | ガス業 | K71 |
| | | K | 上水道業、工業用水道業 | K721・722 |
| その他企業 | E | 建設業 | E15 | |
| | K | 簡易水道業、下水道業 | K721・723 | |
| | Z | その他の産業 | A, B, D F, G42 H52, J60 63・65・66 67, L | |
| | I | 不動産業 | I59 | |

付属資料 6 昭和45年国富調査のための国営企業及び
地方公営企業資産調査に用いた資産分類

昭和45年国富調査のための法人資産調査で調査された資産に対する分類項目の設定にあたっては、その定義及び原則を、可能な限り「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和45年、大蔵省令第33号)によった。

また、分類項目は、資産(有形固定資産及びたな卸資産)の構造、用途、機能及び形態などによって、大、中、小の3段階に分け、体系的に配列した。

A 有形固定資産

大分類1 — 建物及び建物付属設備

総 説

- この大分類には、建物及び建物付属設備が分類される。
- 建物とは、通常、土地に定着して、四囲を柱をもって構成し、隔壁、屋根をもって外界と隔絶した構造物で、人の収用、物の蔵置、製造あるいは作業などの用に供するものをいい、建物付属設備を除いた建物本体をいう。
建物本体には、建物の基礎、柱、壁、はり、階段、窓、屋根、床のほか、従物たる建具(たたみ、ふすま、障子、ドア、棚、リノリウムなど、建物本体と不可分の内部造作物をいう)、店舗シャッターが含まれる。
- 建物付属設備とは、建物使用の必要上、若しくは、建物の使用を便にする目的で、建物本体に固着して施設されるものをいう。

| 中分類符号 | 小分類符号 | 分類項目名 | 耐用年数(年) |
|-------|-------|--------------|---------|
| 11 | | 住 宅 | |
| | 110 | 鉄骨、鉄筋コンクリート造 | 40~60 |
| | 111 | 鉄筋コンクリート | 40~60 |
| | 112 | れんが造 | 45 |
| | 113 | 石 造 | 45 |
| | 114 | ブロック造 | 45 |
| | 115 | 金 属 造 | 20~40 |
| | 116 | 木 造 | 22~24 |
| | 117 | 木骨、木骨モルタル造 | 20~22 |